

教育警務委員会会議録

I 日 時 令和7年11月27日（木）
午前9時57分開会
午前11時48分閉会

II 場 所 第4委員会室

III 出席委員

委員長	瀬川 侑希
副委員長	立村 好司
委員	佐藤 則寿
〃	尾山 謙二郎
〃	鍋嶋 慎一郎
〃	大門 良輔
〃	永森 直人
〃	鹿熊 正一

IV 出席説明者

教育委員会

教育長	廣島 伸一
理事・教育次長	小杉 健
教育次長・教育みらい室長	中嶋 健志
教育次長	板倉由美子
教育企画課長	森安 祐成
教育企画課課長（ICT教育推進担当）	五十嵐佳美

教育みらい室小中学校課長

木下 貴子

教育参事・教育みらい室県立高校課長

土肥 恵一

教育参事・教育みらい室特別支援教育課長

魚津 直美

教育みらい室 県立高校改革推進課長

丸田 祐一

教育みらい室 課長（児童生徒支援担当）

岡本 一善

教育みらい室 課長（夜間中学設置準備担当）

岩田理恵子

生涯学習・文化財課長

前川 秋人

生涯学習・文化財課課長（青少年・家庭成人教育担当） 河原 千里

教職員課長 安川 賢一

保健体育課長・課長（派遣スポーツ主事担当）

五島 直樹

保健体育課課長（食育安全担当）

松嶋 保子

公安委員会

公安委員長 川端 雅彦

警察本部長 高木 正人

警務部長 伴野 康和

生活安全部長 古川 秀治

地域部長 福山 大

刑事部長 橋森 俊広

交通部長 井上 数也

警備部長 青野 秀夫

警務部参事官・首席監察官

渡部 高史

警務部首席参事官・警務課長

水名 健

警務部参事官・会計課長

池田 高彦

V 会議に付した事件

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

VI 議事の経過概要

- 1 閉会中継続審査事件について

(1) 説明事項

廣島教育長

- ・令和7年度富山県一般会計補正予算（教育費）について

高木警察本部長

- ・令和7年度富山県一般会計補正予算（警察費）について

伴野警務部長

- ・損害賠償に係る和解に関する件について

(2) 質疑・応答

瀬川委員長 以上が11月定例会付議予定案件の説明です。

この内容については、定例会の付託委員会で十分審査をお願いすることになりますが、今ほどの説明において、計数等に特に御不信の点がありましたら、御発言願います。
——ないようありますので、以上で11月定例会付議予定案件の説明を終わります。

(3) 報告事項

森安教育企画課長

- ・令和7年度サンドボックス予算の執行状況について

丸田県立高校改革推進課長

- ・令和7年度サンドボックス予算の執行状況について

資料配布のみ

教育企画課

- ・令和7年度教育委員会の事務の点検及び評価結果報告書（令和6年度分）について

生涯学習・文化財課

- ・「放生津八幡宮祭の曳山・築山行事」のユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」への追加登録に関する勧告について

交通部

- ・年末の交通安全県民運動の実施について

(4) 質疑・応答

佐藤委員

- ・学校給食について
- ・クマ対策について
- ・熊出没対策について

鍋嶋委員

- ・警察術科の広報活動について

永森委員

- ・フリースクールについて
- ・警察官の巡回連絡について

鹿熊委員

- ・小学校、中学校の不登校について
- ・県警察における人材確保・活躍促進

立村委員

- ・高校再編について
- ・外国免許切り替え制度について

瀬川委員長 それでは、ただいまの報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

佐藤委員 私から、初めに学校給食について伺います。

私ども公明党は結党以来、児童手当制度——教科書の無償提供や今で言うところのこどもまんなか社会などを積極

的に行ってまいりました。特に教育の公平性を確保するという観点でも、地域間格差があつてはならないという立場で様々なことを進めさせていただいております。そして、社会全体で子供を育み育てるという立場の中で、自由民主党、日本維新の会、公明党の3党は、明年2026年4月からの実施を目指す小学校の給食無償化をめぐり、公立小学校を対象として支援する案の検討を進めているところでございます。

また、地産地消や特色ある給食に取り組む自治体も多いため、保護者からの給食費徴収を可能とする余地も検討されているということも聞いております。

そこでまず、県内の自治体においては、給食無償化を既に実施している自治体も幾つかありますけれども、自治体により財政規模に格差がありますので、無償化の実施状況と今後無償化に必要な予算規模について見解を伺いたいと思います。また、県内の市町村によって子供たちの受けるサービスに違いが生じないよう、県としてどのような支援を検討していくのか、併せて、松嶋保健体育課課長に伺います。

松嶋保健体育課課長 県内自治体において学校給食費を無償としているのは、上市町、朝日町と承知しております。なお、県内小学生の給食無償化に必要な予算規模は、令和6年度の平均単価、人数で試算いたしますと、年間28億円程度となります。

国政において政党合意により実現を目指す給食無償化に当たっては、県では国の責任による恒久的な財源措置が実現されることが前提であるとの考え方の下、これまでこの施策により地方の負担増となることのないよう、十分な財源の確保、併せて地方が独自に行う地産地消や食育の取組に対し十分考慮するよう、県の重要要望などで国に強く要望

してきたところでございます。

学校給食費への支援については、今後国から示される給食無償化制度や財政措置の内容などを精査の上、まずは学校の設置者である各市町村において、様々な子育て家庭への支援策と併せて検討されるべきものと考えております。

佐藤委員 今年に入りまして、公明党の岡本政調会長から給食費無償化の案が出たとき、中川上市町長、県、私どもも長らく積極的に国に訴えてまいりましたので、一歩着実に前進したことを喜ばしく思いました。また、地方の小規模な財政のところは本当に厳しい状況であることを町長からも切実に訴えられておりましたので、一歩前進ということであえて取り上げさせていただきました。

次に、食育の観点から、学校給食での県産食材の活用を進めていくべきだと考えております。どのように取り組んでいるのか、同じく松嶋課長に伺います。

松嶋保健体育課課長 県教育委員会では、栄養教諭等を対象とした給食展示発表会などの研修の場や食育の実践事例集の作成、配布により、県産食材を活用した食育の事例や献立を紹介し、より県産食材が活用されるよう努めております。

このほか、毎年11月には全ての小・中学校において学校給食とやまの日を設け、給食に県産食材を積極的に活用するほか、生産者や保護者、教育関係者を招いた会食の機会を設け、児童・生徒の理解や関心を深める取組が行われております。

また、県産食材の活用促進には、関係機関との連携も重要でございます。去る8月26日に市町村の農水担当、学校給食担当、流通事業者が参加する学校給食地場産農産物活用推進担当者会議を農林水産部と合同で開催し、地場産食材活用の課題である関係機関との連携などの供給体制、提

供量などの供給調整、野菜の規格について意見交換を行いました。

10月には、文部科学省から「スマールステップからはじめる学校給食での地場産物等活用のためのガイドブック」が提供され、市町村教育委員会へ周知したところです。この中で砺波市が取り組まれた企画についての事例が掲載されておりますが、他の教育委員会の参考となるものでございます。

今後とも学校における食育や地産地消が推進されるよう、農林水産部や市町村と連携し、県産食材の活用促進に努めてまいりたいと考えております。

佐藤委員 食育というのは未来を担う子供たちの健康を守り、また、地産地消は身近な食材を守り育てるという観点からも大事なことだと思います。農業振興は所管が違うと言えども、農業振興のために、地産地消も含めてまた支援を拡大していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

続いて、クマ対策について伺います。今年は9月後半からクマの出没が大変多くありますと、10月下旬にも人身事故が3件起きており、現在も県ではツキノワグマ出没警報が発令されている状況でございます。厳重な警戒が必要な中で文部科学省においても、各地でクマによる被害が相次いだことから、10月30日に通学路の点検や変更、クマの出没時の安全対策や連携体制などの対策を検討するよう、都道府県の教育委員会などに要請をしたと聞いております。

そこで、市町村立学校や県立学校では、危機管理マニュアルにおいてクマ出没時にどのような対応をとることにしているのか、県からの連絡体制と併せて松嶋課長に伺います。

松嶋保健体育課課長 10月末の文部科学省の通知について、

今ほど御紹介がありましたけれども、これによりますと、通学路の点検や変更、クマの出没時の安全対策や連絡体制など、各地域の実情に応じた対策の検討が求められております。

また、通知では、学校の実情に応じて、危機管理マニュアルへの記載も指示されておりますが、既に対応している県立学校では、学校敷地内での目撃と近隣での目撃の対応を分け、敷地内の目撃では保護者への生徒の送迎依頼、敷地内の移動を車で行うこと、教職員による巡視、屋外部活動の中止などを定めております。また、現在多くの学校では、保護者、児童・生徒への情報提供、注意喚起、保護者への児童・生徒の送迎依頼、教職員による最寄り駅等までの付き添い、施設面では、1階の出入口の施錠、自動ドアをオフにするなどの対策が取られています。

県教育委員会では、クマの目撃情報については警察等からの連絡や、登録をしている富山県警察安全情報ネットからメール配信があった際には、県立学校、教育事務所等へ速やかに情報提供を行っているほか、各警察署からもクマの目撃のあった地域の学校へ直接連絡をしていただいております。また、学校自ら自治体のクマ出没情報や富山県警察公式アプリとやまポリスを活用し、情報収集を行っている例もございます。

引き続き、警察等と連携し、速やかな情報提供を行い、児童・生徒の安全の確保に努めてまいります。

佐藤委員 学校と家庭、また、地域住民とのリアルタイムの連携や出没警戒、避難体制の強化について今後とも教育委員会としても力強い対応をお願いしたいと思います。

引き続き、クマ出没対策について富山県警察本部に対しても1点だけ伺いたいと思います。

国家公安委員会規則の改正及び施行によって、警察官に

によるライフル銃を用いたクマ駆除が可能となりました。そこで、これを受けて、富山県警として、県警機関との連携を含めて今後どのように対応していくのか、古川生活安全部長に伺います。

古川生活安全部長　国家公安委員会規則である警察官等特殊銃使用及び取扱い規範が改正されまして、11月13日から市街地等に出没したクマを駆除するため、警察官がライフル銃を使用することができることとなりました。富山県警を含む全国の警察の運用では、原則として市町村長による緊急銃猟や箱わな等の方法によるクマの駆除が行われるかどうか不明である場合や、猟友会員等の確保ができないなどの事情がある場合において、追加的、緊急的な対応として警察官がライフル銃を使用してクマの駆除の任務に当たることが可能とされております。

したがいまして、市町村により猟友会員等が確保され、緊急銃猟の体制が整ったと判断される場合におきましては、警察官によるライフル銃を使用したクマの駆除は行わず、緊急銃猟等を行うこととなります。

富山県の現状では、緊急銃猟で対応可能な状況と考えておりますが、追加的、緊急的な対応であるライフル銃の使用につきましては、今後のクマの出没状況や緊急銃猟での対応状況に加え、秋田県や岩手県でのライフル銃の運用状況を見極めた上で、その必要性を検討してまいりたいと考えております。

県警察としましては、市街地においてクマが出没した場合には、関係機関、団体と連携しつつ、住民の避難誘導や警戒活動を実施するほか、市町村が実施する緊急銃猟への協力や警察官職務執行法に基づく発砲命令によるクマの駆除を行うなど、今後とも地域住民の安全確保を最優先とした活動を行ってまいります。

佐藤委員 いずれにしても、なかなか難しい対応を迫られることになると思います。クマ対策について、駆除は最終手段であろうと思います。長野県などの先進例では、そのまま帰して再び人の生活圏に出て来ないようにするといった対応を着実にされているという事例もあります。先ほど県警から報告がありましたけれども、市民の生活、命を守る最後のとりでである警察官の方々の懸命な対応、準備というのは本当に心強く思います。迅速な情報提供は大事だと常に感じておりますので、今後とも御尽力よろしくお願ひします。

鍋嶋委員 質問に入る前に、1つお礼を言いたいわけですけれども、去る11月16日に入善町におきまして、扇状地マラソンが開催されました。ハーフマラソンの部では、白バイ2台が先導しておりますけれども、その際に、昨年富山マラソンで優勝した入善中学校の教員である佐藤直也選手が今回もハーフマラソンを走られるということで、恐らく優勝するのではないかといわれていた中で、白バイ隊員の1人を佐藤直也選手のお兄さんが務められました。町の人たちも非常にうれしく、温かく見守る中、お兄さんの白バイに先導されながらゴールしていく佐藤選手の姿をお母さんも見ておられました。非常にうれしそうに見ておられるのを町民みんなが温かく見守っていました。そういう配慮をされたことに、町民は非常にうれしく思っておりますので、本当にありがとうございました。

それでは、質問に入りたいと思います。

県警察では、犯人を安全かつ効果的に制圧、逮捕し、警察官自身の負傷も防止するため、逮捕術をはじめとした術科訓練を行っておられます。10月24日に行われた富山県逮捕術大会では、全県下から集まった警察官が日頃の訓練成果を競っておられ、私も応援に行かせていただきました。

柔剣道や空手、ボクシングや総合格闘技とも異なる柔道のような胴着に剣道の面や胴、小手などの防具を身に着け、竹刀に布を巻いただけの棒を持って、殴る、蹴る、投げる、抑え込む、棒でたたく、突く、そういういった何でもありの大会で、次から次に息つく暇もないという状況がありました。

選手個々の技術、気力ももちろんすごいのですけれども、団体戦ということで、署を挙げて外まで聞こえるような応援に、組織として活動する大切さ、必要性を強く感じさせられました。

本当に悪いことはするものではないし、警察官に追われることがあっても素直に捕まろうと思ったと同時に、県民の一人として非常に心強く感じたところであります。

こういった逮捕術大会への観戦を広く県民に呼びかけるなど、より効果的に警察術科についての広報活動を行うことは、警察官の気力、体力の練成に真剣に取り組む姿を多くの県民に示すとともに、県民の安心感や警察活動の理解につながるものと考えますが、伴野警務部長の御所見をお伺いいたします。

伴野警務部長 鍋嶋委員におかれましては、先般も、令和7年度富山県警察逮捕術大会を御観戦いただきまして、また、明日開催されます全国警察逮捕術大会に向けました特別訓練の状況につきましても、瀬川委員長、鍋嶋委員ともに御視察していただきまして、激励のお言葉を頂いたこと、改めて御礼を申し上げたいと思います。

県警察の逮捕術特別訓練につきましては、平成22年以来14年ぶり、5度目の優勝を果たしました昨年大会に引き続きまして、明日開催されます今年の大会におきましても、士気高く全力で挑む所存でございます。

ただいま御質問いただきました広く県民の方々に呼びかけるということにつきましては、例年、逮捕術大会と柔道

剣道大会の会場を一般開放しております、報道機関を通じた広報活動も行っておりますけれども、これに加えまして、本年度からは県警の公式SNSでも情報発信を強化したところでございまして、先般開催いたしました富山県警察柔道剣道大会の状況も、SNSで動画の配信を始めたところでございます。

御質問のとおり、県民の皆様に支えられて成り立つ警察活動に対しまして、さらなる御理解、御協力を得るために、そして、警察活動の魅力を発信するためにも本取組による反響を期待しておるところでございます。

逮捕術をはじめとする警察の術科は、競技にとどまらず、県民の安全・安心を守り、警察官自らの命を守るため、職務執行に欠かせない技能でありますので、引き続き、全ての警察官が警察術科を通じまして、何者にもひるまない気力と体力を養い、日本一安全・安心して暮らせる富山の実現を目指す所存でございます。

鍋嶋委員 ああいう大会といいますか、練習もそうですけれども、見ていただくことで、安心して皆さんができるのではないかと感じるところであります。まさにあしたが全国大会ということありますけれども、期待するところであり、そしてまた健闘を祈りながら、今回の質問を終わらせていただきます。頑張ってください。

永森委員 10月28日に、令和6年度の児童・生徒の問題行動と生徒指導上の諸課題に関する調査結果ということで御報告がございました。この中で不登校児童・生徒数が令和6年は令和5年に比べますと、絶対数では減少をしつつも、人口1,000人当たりで見ていくと、引き続き高水準ということになっています。ちょっとコロナの影響もあるのか分かりませんけれども、令和2年と比較すると、小学校だと割合は倍以上に増えており、非常に深刻な状況なのだろう

と思っているところであります。

そんな中で、今日はフリースクールについて少し質問してまいりたいと思います。フリースクールにつきましては、新田知事も非常に力を入れておられると感じておりますし、令和6年度からは利用者に対しての補助をしているということで、非常に先進的な制度を入れていただいていると思っております。その中で、私たち自民党としても、利用者への補助制度はできたのですけれども、一方で運営する方々も非常に大変ということでありまして、運営者に対しての補助金の制度も何か導入できないだろうかと要望もしてきたところですけれども、もう少し実態を調査して、その上でそういう制度設計を考えていきたいという答えがございました。そのようなことも受けまして、今年度はフリースクールについての実態調査が先般行われて、その結果も公表されてきているという流れだと思っております。

それで、フリースクール等の調査結果を見ても分かるのですけれども、いろいろなパターンのフリースクールがあります。それこそ最近は少しずつ理解も広がってきたのですけれども、フリースクールという施設が出来始めた頃は、県というよりは市町村でも、いわゆる子育て部門の所管なのか、あるいは教育の部分の所管なのかというところのはざまの中で、なかなか所管が決まらずにいました。決まらないということは、それに対する支援をどうしようと真剣に考える部署がないということで、なかなか苦労して今日に至っている状況です。改善はされてきているものの、そういう面は依然として残っていると思っております。

そこで、まずフリースクールは学校に代わる学びの場という面も多々あると考えておりますけれども、教育委員会としてはフリースクールをどのように捉えていて、また、その必要性についてどのように考えているのか、岡本教育

みらい室課長にお尋ねいたします。

岡本教育みらい室課長 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として、令和5年3月に文部科学省が示しましたCOCOLOプランには、不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えるといった方針の下、多様な学びの場、居場所の確保として、学校や教育委員会等とフリースクール等民間施設との連携強化を図るように示されております。

こうした趣旨から、フリースクール等で不登校の子供が学習をしたり、興味のあることに取り組んだりすることは、自己の進路を主体的に考え、社会的自立を目指すために有効であり、多様な教育機会の場の一つと捉えております。

県教育委員会としては、フリースクール等が一定の要件を満たせば、在籍校での出席扱いとすることができますから、不登校の子供の個々の状況に応じた学びを保障するためにも、その必要性はあるものと考えております。

永森委員 しっかりと必要性はあるのだ、とお答えいただいたと思っております。

この調査結果をきっと御覧になられたと思うのですけれども、富山市を境に東側の滑川市や中新川郡より以東というところで見ていくと、非常に数が少なくて、富山市内と県西部でフリースクールが非常に充実しているという結果が実は出ております。そこでまず、県東部に少ないことの分析や御意見等は何かございますか。もしあればお願ひしたいと思います。

岡本教育みらい室課長 フリースクールの設置等に関しては、こちらでは特につかんでおらず、厚生部の管轄であると認識をしています。

永森委員 こういうところなのではないかと思うのですね。

教育機会確保法という法律ができて、フリースクールがあ

らゆる子どもたちに教育の多様な学びの場をつくっていくという観点から見ていくと、そこは教育委員会としてしっかりと把握をしたり、厚生部の所管だからということではなく、所管は向こうだとしても、教育委員会としてもしっかりとその充実を後押し、支援をしていくという姿勢でぜひ臨んでいただきたいと思うのです。

それで、例えば県東部で、校内支援センターや学校内のフリースクールが非常に充実している面も民間のフリースクールが少ない背景としてあるのかということを少し考えながらも、一方で、民間のフリースクールの方々にお尋ねをすると、学校内のフリースクールというのは、民間のやっているフリースクールとはちょっとハードルが違いますよと。ちょっと行きにくさがある子供もきっといらっしゃるのではないだろうかと。つまり民間のほうがより学校に行くということではなくて、多様な学びの場という面での垣根の低さがあるのではないかということから考えていくと、地域バランスも少し改善していく努力と言いましょうか、それは教育委員会がということではなくて全体として努力をしていく必要があるのだと思っております。

次の質問にもつながっていくのですけれども、実態調査によると、学校との連携、あるいは市町村の教育委員会との連携に課題を感じている方々もいらっしゃいます、フリースクールに通っていると、学校の様子——学校でどんな行事が行われ、授業がどのように進捗しているのかといった情報はやはりほしいのだと思いますけれども、そういう情報がなかなかないなど、いろいろな連携不足を感じているということありますので、そうした部分において、県教育委員会としてフリースクールと連携した教育機会確保にどう取り組んでいかれるのか、岡本課長にお尋ねいたします。

岡本教育みらい室課長 委員の御指摘のとおり、先月公表されました厚生部のフリースクール等の運営実態調査におきまして、児童・生徒が利用するに当たっての課題の重要度を教えてくださいという設問に対しては、フリースクール等への理解度、認知度や情報発信、周知力、また、在籍している学校との連携などが重要度の高い項目となっており、課題として、社会的認知の不足、学校との十分な連携などが挙げられております。

県教育委員会では、令和6年4月に「不登校児童生徒支援の手引き（ガイド）」を保護者向けリーフレットと併せて作成、配布し、富山県ホームページへの掲載も行い、不登校の子供たちが安心して生活を送れるよう、正しい理解と社会全体で支援することの重要性について周知に努めてまいりました。併せまして、先ほど委員からも紹介がありました「フリースクール等通所児童生徒支援事業」を開始しまして、施設を利用する家庭に対して当該施設の利用料の一部を支援しているところであります。

フリースクール事業者と学校との連携というのは、今後ますます重要になってくると思います。県教育委員会としては、不登校児童・生徒の教育機会確保に向けて児童・生徒や保護者の状況把握に努めるとともに、市町村教育委員会と連携し、学校と民間施設との関係が深まるよう、これまで以上に双方向で連携や情報交換をしやすい環境づくりに努めて取り組んでまいります。

永森委員 お答えいただいたとおりだと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

教育機会確保法ができて、不登校の対策というところでいうと、目的として、単に短期で学校の復帰を目指していくということだけではなくて、仮に学校復帰ができないてももう少し長い目線で、彼らがしっかりと社会の中で自立を

していけるようにというところに方向性は変わってきていくわけですよね。

ところが、どうしても学校復帰というこれまでの考え方、不登校の方の数を減らすことだけに余りに焦点が当たり過ぎると、法の趣旨とはずれてくると思っています。不登校の数が仮に増えたとしても、その子供たちにしっかりと学びの機会が確保されている状況をいかにつくるかのほうが大切になっていると私は理解しています。そういうところからいうと、厚生部の所管なのかもしれませんけれども、民間の団体がフリースクールという形で教員のO Bの方々などをしっかりと雇用して、ある程度充実した学びをやっていこうと思うと、お金がどうしてもかかってくるということでございます。ですので、今後フリースクールの運営を財政面で支援しようという補助の流れが、これから予算要求など県の財政の中でも出てくるものだと理解をしていまして、ぜひ教育委員会として、厚生部の所管だからということではなくて、その必要性を教育委員会のサイドとしてもしっかりと後押しをしていただきながら応援してあげてほしいという意味合いで、今日は質問をさせていただきました。

次の質間に移りたいと思います。

警察官の巡回連絡について質問させていただきたいと思います。こちらは、地域の住民の方からの声を聞いての質問でございます。

今もやっておられるかもしれませんけれども、かつては、交番勤務の方々が白いカードみたいな、冊子みたいなものを持って1軒1軒玄関のチャイムを押されて、回って来られて、今の家族の構成はどうなっていますかということを聞いて、台帳をつくっておられ、私も何回か回ってきてお答えしたことを記憶しています。

地域の住民の方は、最近ああいう姿を余り見なくなつたような気がしていると。一方で、地域の中で、かつてと違つて、集合住宅が非常に増えていて、そこにどんな方が居住しているのかというのは全然知り得ない状況になつてゐたり、例えば空き家ができて、その空き家に外国人の方々が数名で共同生活をしている状況があつたり、様々な状況があります。こうしたことについて、ちょっと不安に感じている方々もいらっしゃることから、実態把握はどうなつてゐるのかと尋ねられたことがきっかけになつての質問と申します。

そこで、まずそういう巡回連絡カード等による実態把握の状況であつたり、他方で、昨今は非常にプライバシーなど、いろいろなことへの配慮が必要な時代にもなつてきてゐるわけであります。こうしたことの実施に当たつての課題なども何かございましたら、福山地域部長にお答えいただければと思います。

福山地域部長 巡回連絡は、交番、駐在所に勤務する地域警察官が担当する地域の家庭や事業所等を訪問し、犯罪や交通事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導、連絡や地域住民からの意見、要望の聴取に当たるなど、地域に密着した極めて重要な活動であります。

県内における巡回連絡の過去3年間の実施状況につきましては、令和4年は約6万8,000件、令和5年は約7万7,000件、令和6年は約13万1,000件と増加傾向にあります。その理由としましては、県内における特殊詐欺被害などの拡大に対する抑止活動の一環として、高齢者宅を対象とした巡回連絡を強化したことなどが挙げられます。

巡回連絡の課題といたしましては、この活動を行う地域警察官は、事件、事故などの様々な事象に第一次的に対応

しなければならず、現下の厳しい治安情勢の中で、年々巡回連絡を実施する時間の確保が難しくなっている点が挙げられます。

限られた人員と時間の中で、地域住民の安心感の醸成のため、効率的かつ効果的に巡回連絡を行ってきたところであります。引き続き活動の推進を図ってまいります。

永森委員 またしっかりと地元の方にはお伝えしたいと思っております。巡回件数が非常に充実していて、その内容も、まさに現下の大変厳しい特殊詐欺の状況などを踏まえた適時適切な形でやっていただいているということを理解いたしました。

今ほどお話がございましたとおり、家庭もそうですし、会社も巡回し実態把握をすることは、非常に重要な情報だと思っておりますし、高齢者等々へのある種の啓発を含めた巡回も重要だと思っております。一方で、今ほど私も申し上げたような様々な犯罪抑止という部分における状況把握においては、さらに幅広くというよりは、犯罪が起きることを予見しながら、より効率的にしっかりとした状況把握をしていく必要があるのかということも踏まえて、効率的な巡回連絡に取り組んでいただきたいです。そのことが地域住民の安全・安心につながるだろうと思っております。今後はどのように取り組まれるのかお尋ねいたします。

福山地域部長 委員御指摘のとおり、制服姿の地域警察官による巡回連絡は、パトロール活動と同様の防犯効果が期待できるだけではなく、直接住民の方と対話をして防犯指導等を行うことにより、その地域における安心感の一層の醸成が図られるものと承知しております。

その重要性を鑑み、今日巡回連絡の実施時間の確保が困難になってきている情勢下にあっても、これまで巡回連絡の専従日を設けたり、ブロック運用による実施体制の強化

を図っているほか、セキュリティーレベルの高い集合住宅などに対しましては、管理者の協力を得ながら複数の警察官を一度に投入して、集中的に実施するなどの取組を推進してきたところです。

また、外国人居住者が多い地域では、通訳能力を有する警察官を帶同して巡回連絡を実施しているほか、中山間地では機動性を有する移動交番車を派遣して、必要な情報発信を行うなど、地域の実情に応じた活動に努めているところであります。

さらに、本年10月1日からは、各種手続などで警察署に来署された住民の方々に、窓口の警察職員が巡回連絡カードの記入を依頼するなどの新しい取組を始めたところであります。

県警察としましては、引き続き住民の安全で平穏な生活を確保するため、一層の効率化を図りながらより効果的な巡回連絡を実施していく所存であります。

永森委員 大変頼もしい御答弁を頂いたと思っております。

大変人員も少ないですし、それぞれのエリアで置かれた課題も違うということも認識いたしました。引き続き住民の安全・安心のために御尽力をいただければと思っております。

鹿熊委員 最初に、永森委員からもお話をありがとうございましたが、小学校、中学校の不登校について質問いたします。

県内の不登校の子供は、小・中学校で合わせますと2,624人と令和6年度の文部科学省の調査結果で出ております。県内の小学生では1,106人、中学生で1,518人ということで、数を見ると、相当多くの数だと思うわけでございます。

私はこの一人一人の事情や現状がどうなっているのかということを、当該学校、また、当該市町村教育委員会はも

とより、県の教育委員会においても当然その全体像は承知しておくべきだと思っております。そういう観点から、今不登校の児童・生徒が校外の教育支援センターに通っている、あるいはフリースクールに通っている、または自宅にいる、その他等も含めてどのような状況にあるのか、岡本教育みらい室課長にお聞きいたします。

岡本教育みらい室課長 委員から御指摘のありました令和6年度の調査では、県内の不登校児童・生徒の総数は、小学生が1,106人、中学生が1,518人、合計2,624人となっております。小・中学校ともに人数は前年と比べて僅かに減少しておりますが、児童・生徒1,000人当たりの人数は増加しており、全国平均を上回っているところであります。

そのうち県内公立小・中学校の不登校児童・生徒になりますが、61.2%が学校内外の教育機関等で専門的な相談、指導等を受けております。その主な内訳としては、これは複数回答のものになりますけれども、在籍校でのスクールカウンセラー等による相談の割合が多く、39.6%となっており、学校外の相談指導としましては、病院等が14.2%、学校外の教育支援センター11.5%、フリースクール等の民間団体や民間施設が8.8%となっており、いずれも全国平均の割合を上回っております。

一方、学校内外の機関等で専門的な相談指導等を受けていない県内公立小・中学校の児童・生徒は、先ほどの61.2%との差引になりますが、38.8%となっております。

そのうちの9割近くの児童・生徒は、担任等が週に1回程度以上家庭訪問や連絡を行うなど、継続的な相談や指導などの支援を受けている状況にあります。よって、支援を受けていない児童・生徒は約7%となります。

鹿熊委員 細かい数字まで報告していただきまして、どうもありがとうございます。

2,624人の7%ということですと、大体189人ぐらいが何も教育を受ける環境がないということですか。全体像を把握しているということはとても大事だと思いますので、お聞きいたしました。

そこで、次の質問がありますが、不登校でも指導要録上出席扱いとなる条件があると聞いております。不登校となっている児童・生徒、そして、その保護者からすると、出席扱いになるかどうかというのは、非常に関心事ではなかろうかと思っております。改めてその条件について聞くと同時に、その条件や手続などが不登校の子供の保護者にしっかりと伝わって理解されているのかどうか。理解されていることが必要だと思っております。特に最初に親なりが学校に相談に行くときの対応が一番大事だろうと思うわけでありますし、これは当該市町村立学校での対応でありますが、県としてそのことについてどのように認識しているのかということも併せて質問いたします。

岡本教育みらい室課長 令和元年10月の文部科学省の「不登校児童・生徒への支援の在り方について(通知)」においては、不登校でも指導要録上の出席扱いにすることができる要件につきまして、まず、不登校児童・生徒が学校外の施設において相談指導を受ける場合については、学校が保護者や当該施設と情報共有を図っていること、教員などが当該施設を訪問するなどして、児童・生徒にとって社会的自立を目指す活動となっているかどうかを確認していることとしております。

また、不登校児童・生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行う場合については、訪問等による対面指導が行われ、将来の自立に向けた支援等が定期的かつ継続的に行われていること、当該児童・生徒の学習活動、学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムに基づき

学習活動が行われていることとされております。その上で、最終的にはこれらの状況を確認した校長が出席扱いとするか否かを判断しております。

県教育委員会では、先ほど永森委員の質問にもお答えしましたが、4月に作成しました「不登校児童生徒支援の手引き（ガイド）」に今ほど述べた指導要録上の出席扱いと判断するための要件を掲載し、市町村教育委員会や学校などの関係機関に配布したところであります。

また、保護者に必要とする情報が行き渡るよう、学校を通じて周知するとともに、いつでも保護者が情報を得られるよう、県のホームページにも掲載したところであります。

鹿熊委員 答弁がありましたが、改めて市町村教育委員会、そして、そこを通して当該それぞれの学校に、この手引きの内容がしっかりと保護者に周知されるようにもう一度確認をお願いしたいと思うと同時に、出席扱いになりますと、どのようなメリットがその生徒にあるのかということをお答えいただければと思います。

岡本教育みらい室課長 ちょっと簡単には言いにくいのですけれども、あくまでも欠席は欠席なのですけれども、上級の学校に進学するときに不利に働くないように、出席扱いということになるかと思います。

鹿熊委員 併せて関連でありますが、不登校の児童・生徒が小学校や中学校を卒業する、あるいは進級することは、出席扱いとは別に校長の判断だと聞いたことがあるのですが、その認識でよろしいのでしょうか。

岡本教育みらい室課長 小学校、中学校の欠席状況については判断の基準がないと言いましょうか、特段欠席があったから卒業できないということはありませんので、そういう意味では特段出席扱いが多いから卒業できるとか、できないとかということはないと思います。

鹿熊委員 出席扱いのメリットは、先ほどおっしゃったことが1つあります。また、出席扱いをするためには、常時当該学校とその児童・生徒との間の情報交換、コミュニケーションがされていることがとても大事だと思います。そうすることによって、児童・生徒がその思いがあれば、また学校に戻りやすい状況になっていくのではないかと思うわけでございます。しっかりとその手続等や条件の周知をお願いしたいというのが私の質問趣旨でありますので、よろしくお願ひします。

3点目に入ります。学校（在籍校）と自宅学習の子供、あるいはフリースクールに通う子供及びその保護者等がしっかりと意思疎通、情報交換等のコミュニケーションが図られていることが重要だと思っておりまして、先ほど永森委員の質問でも、フリースクールの実態調査結果の中に、学校との連携がもっとあればいいという声があったというのは、私も承知しております。そういうことも背景にあって今質問するわけですが、コミュニケーションを取っていくためには、その接触する中における壁や課題もいろいろあるのではないかと思います。

そこで、県として、双方のコミュニケーションに関する現状とその課題について、どう認識をしておられるのか、お伺いいたします。

岡本教育みらい室課長 今ほど委員の御指摘がありましたとおり、子供や保護者としっかりと意思疎通や情報交換等のコミュニケーションが図られていることは、校長が指導要録上の出席扱いをするため等にも重要であると考えております。

しかしながら、永森委員の質問にもお答えいたしましたが、フリースクール等の運営実態調査において明らかになった点としまして、幾つかのフリースクール等が学校等と

の不十分な連携を課題に挙げております。具体的には、学校はフリースクール等に通う児童・生徒を気にかけていないこともある、それから、学級担任が替わるため、継続的な関係性が難しい、個人情報の共有が難しいなどあります。

県教育委員会としましては、学校現場とともにこうした現状を認識の上、児童・生徒及び保護者との信頼関係を構築し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の活用や教育支援センター・フリースクール等民間施設など、関係機関との連携をより一層深めていくことが必要だと考えております。

鹿熊委員 これは本来、小学校、中学校の話ですから、市町村教育委員会や当該学校が直接的な所管でありますので、県教育委員会に対しては、ワンクッション置いた、どう認識しているのかという聞き方をせざるを得ないわけであります。

ただ、これだけ不登校の児童・生徒が増えている、また、増えてきている状況の中で、県教育委員会としても非常に大きな关心を持っておられるだろうと思っておりまして、今日の小学校、中学校の児童・生徒の不登校の現状をどう見ておられるのかということ、そして、県教育委員会としてどのような点に重点を置いて今後不登校支援策を実施していくのか。これは廣島教育長にお伺いするところであります。

廣島教育長 人数、数字は先ほどお話に出たとおり多くなっております。その背景ということになると、学校における児童・生徒同士、先生との人間関係もありますし、その家庭の状況、家庭でのストレス、そういう子供を取り巻く環境にだんだんといろいろな要素が加わってきているということが一つにはあろうかと思います。

一方で、不登校につきましては、教育機会確保法――学校以外の場において行う多様で適切な学習活動、また、児童・生徒の休養の必要性を明示している法律が出来ましたことから、不登校が問題行動として認識されなくなってきたという状況もあると見ていくところであります。

こうした状況を踏まえまして、私どもはこれまで不登校の支援対策としまして、困難を抱える子供たちが安心して学べるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を実施しております、こうした教育相談体制の充実、また、先ほど来お話を出ましたが、フリースクール等を利用する家庭への支援、そして、令和7年度からは校内教育支援センターの支援員の配置等の支援なども新たに始めているところでございます。

こういう状況ではございますが、トータルとして私どもはどう考えなくてはいけないかという御質問であったかと思いますけれども、県教育委員会といたしましては、何よりもまずは子供たちにとって学校が楽しいところであるということ、通いたくなるところであるということが大切なのだろうと感じております。そのことが結果的に不登校の未然防止につながるものと考えるところでございます。

そのために、児童・生徒それぞれの良さや持ち味を生かした授業展開、そして安心感を得られる学校づくりをどうしたらできるかということに目を向けていかなくてはならないのではないかと。これが大前提だと思います。その上で支援が必要な子供たちについては、学校内外の各機関がチームとなって連携する不登校体制支援づくりが必要であろうと。

先ほどの厚生部の調査結果も踏まえまして、市町村教育委員会や民間施設等と一層連携を深めていく必要があるかと思います。相談指導体制の充実、さらには多様な子供

の居場所の選択肢、そして確保に努めまして、不登校であってもその児童・生徒が将来的に社会で自立できるように取り組んでいくことが役目なのだろうと考えております。

鹿熊委員 私の印象としては、廣島教育長からしっかりとした答弁を頂いたと思っております。

関連いたしますが、現在県教育大綱の素案が示されて、今はパブリックコメント中ですよね。その教育大綱素案の中に多様な学びの機会の確保というのがありますし、不登校など児童・生徒の諸課題に対して必要な支援を行うとして、具体的な取組を6点ほど位置づけて、しっかりと支援していくということが明記されております。

特に不登校児童・生徒の社会的自立を支援するためにフリースクールなど民間施設と連携を図る不登校児童・生徒支援協議会を設置しますということが明記されておりますが、この不登校児童・生徒支援協議会の設置について、何か今の時点で、こういったものを設置するというビジョンがあれば、お聞きしたいと思います。

廣島教育長 厚生部で行われたアンケート等も踏まえて、先ほど永森委員の御指摘もございましたが、厚生部の問題、教育委員会の問題という縦割りではなく、子供の問題として私どももしっかり取り上げていくため、今ほど委員の言われた協議会で、先ほど私も最後のほうに申し上げましたが、連携した体制をつくっていくということでございます。

具体的にどういうメンバーで、どうしていくかということについては、これからのお話でございますが、趣旨といったまでは、これまで答弁してきた連携をどうスムーズにとっていくかというものと理解しております。中身については、来年度の予算の編成に向けて詰めていくことになるかと思っております。

鹿熊委員 次に、警察における人材確保・活躍推進について

何点か質問したいと思います。第4回富山県人材確保・活躍推進本部会議で示され、この委員会においても、何回か前に説明がありました富山県警察における人材確保・活躍推進の方向性についての資料を基に質問をいたします。

そこでは、今後の取組の方向性として、4つの柱、すなわち人材確保、働き方改革、人材育成、省力化・省人化を立てて、それぞれ具体的な事項を挙げておられました。

1つ目の質問は、その方向性の中の働き方改革の中で刑事手続IT化——これは令和9年3月末の刑事手続IT化関連法案の全面施行を見据えたことであると書いてありました。この刑事手続IT化と警察官のテレワーク（在宅勤務）、この両方に対応するためのタブレット端末を導入し、県警察の働き方改革を強く推進していくと資料になりましたが、その導入の方針について、伴野警務部長にお聞きいたします。

伴野警務部長 今回の趣旨でありますけれども、複雑化、高度化する治安課題に対応するために、多様な人材の活躍が重要であると考えております。そのためには柔軟な働き方を可能とする環境整備や様々なリスクに対する備えが必要であるという認識での導入となります。

御質問いただきました刑事手続IT化とテレワークの両方に対応するタブレット端末の導入につきましては、多様な人材が十分に力を発揮することを可能とするための取組の一つでございまして、現在使用している警察業務端末はリースの更新の時期に合わせまして、一部端末にテレワークでも利用が可能なタブレット端末を導入するというものでございます。

なお、テレワーク専用の端末は、全国のほかの都道府県でも複数の警察において導入実績があるものと承知しておりますけれども、テレワークにも利用可能なタブレット端

末を導入しているのはごくごく僅かと聞いております。

現在国で進めております刑事手続のIT化によりまして、今後刑事手続において取り扱う各種書類について、電磁的記録をもって作成、管理、発受することとなります。県警察におきましては、テレワークで利用可能なタブレット端末をこの刑事手続IT化にも対応可能な端末とする方針であり、これが整備されれば、多様な人材が力を発揮できる環境の構築に加えまして、業務の省力化・省人化、それから、迅速な捜査の実現にもつながり、人口減少下における警察組織の能力の維持にもつながるものであると考えております。

県警察におきましては、令和8年度の当初予算の要求に向けまして、財政当局と今折衝中でございますけれども、人材確保・活躍推進に必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

鹿熊委員 方針は分かりました。

2つ目になります。同じ資料の中に、省人化・省力化の項目の中で、繁華街等においてAI搭載の街頭防犯カメラを早期に導入、事業化し、異変の早期検知等により対応を迅速化することが必要であると記載しております。このAI搭載の街頭防犯カメラの導入の方針について、古川生活安全部長にお伺いします。

古川生活安全部長 街頭防犯カメラは、地域住民や通行人の安心感を高め、犯罪企図者に対しては犯行を断念させる効果が期待できるほか、事件事故等が発生した場合には、早期に被害状況の確認や被疑者の特定等に活用でき、県民の安全・安心の確保に極めて有用なものであります。

特に繁華街等では、匿名流動型犯罪グループや暴力団が違法な風俗店や性風俗店の経営やスカウト行為等に関わり、犯罪の発生頻度が高くなることもうかがえ、街頭防犯カメ

ラの有用性が認められるところであります。

他方、県内での街頭防犯カメラについては、市町村や自治会等により設置はしていただいておりますが、警察による設置ではないため、警察が事件を認知し、管理者に対して防犯カメラ画像の入手を試みた際には、手続等に時間を要し、既に捜査に必要な部分が上書きされ、残っていないという場合も少なくありません。

そこで、警察で街頭防犯カメラを設置することにより、事件事故発生時には従来と比べ早期に被害状況の確認や被疑者の特定等ができることとなります。

委員御指摘の繁華街等におけるAI搭載街頭防犯カメラにつきましては、リアルタイムで異状を検知し、管轄する警察署で確認することができることにより、犯人の検挙や犯罪の予防等、各種警察活動の迅速化、効率化が期待されます。現在導入に向けて管理面、セキュリティ一面等の課題を整理し、検討を進めているところでございます。

鹿熊委員 ぜひ検討の上、導入に向けて取り組んでいただきたいと思います。全国では29都道府県で設置され、北陸3県では富山県のみゼロと資料に記載しておりましたので、その実現に向けて取り組んでいただきたい。またこちらも支援していきたいと思っております。

最後になりますが、省人化・省力化の中で、刑事手続IT化への対応、通信指令システムの更新の継続と新たな支援機能導入、そして、交通関係諸システム更新等が挙げられておりますが、これらの整備について、その方針を再度伴野警務部長にお聞きいたします。

伴野警務部長 大きく3点あると思いますけれども、まず1点目の刑事手続IT化の対応につきまして、お答え申し上げます。

現行の司法制度上、各種捜査書類につきましては、紙媒

体が原則となっております。そのため、各種事件における令状の請求や送致などは、書類を検察庁、それから裁判所に捜査員がハンドキャリーで持参しているところであります。よって、マンパワーを要する業務が数多く存在しているところでございます。

その中で、近年における情報通信技術の進展及び普及に伴い、刑事手続等におきましても、その技術を活用することによって、手続の円滑化、迅速化及び国民の負担軽減に資するため、令和9年3月末には全国で電子令状の導入、オンラインによる事件送致等を可能とする刑事手続IT化関連法案が全面施行される予定であります。これに合わせて警察庁が導入するシステムにより、捜査の効率化、迅速化の実現が期待されております。県警察におきましては、この刑事手続IT化に伴い、必要となる端末の整備を進めているところであります。

2点目でございます。通信指令システムにつきましては、県民からの110番通報に対応するため、24時間稼働しているものでありますと、県民の安全・安心の確保に直結する極めて重要なシステムであります。このシステムにつきましては、来年度に定期更新の時期を迎えることとなっております。今回の更新では、警察庁が今構築しております警察共通基盤システムとの接続を検討しておりますと、110番通報への対応力強化、それから、ストーカーやDVなどの人身安全関連事案への対応力強化、初動警察力の拡充などといった効果が期待されるところであります。

3点目の交通関連の諸システムの更新につきましては、一例を申し上げますと、令和8年度中に交通事故情報管理システムの更新も予定しております。富山県内での物件事故を含めた交通事故は年間約3万件発生しております。このシステムは、事故情報をシステム上で一括管理しており

まして、事故証明書の発行業務の効率化、そして、県民ニーズへの迅速な対応を可能としているところであります。

これが万が一更新できないということになりますと、省人化に逆行することに加えまして、業務が遅滞することにより、県民への負担にもつながりかねません。現在この更新作業に向けた協議を進めているところでございます。

これらの取組を確実に進めるため、令和8年度の当初予算の要求に向けまして、今財政当局と折衝を続いているところでございます。

鹿熊委員 細かく説明していただきまして、どうもありがとうございます。人材確保・活躍推進本部というのは全部局長で構成されていると理解しておりますが、県警察における中間報告は、その中でも秀でたものではないかと思っております。せっかくこういうふうにまとめられたので、その実現に向けてしっかりと予算がつくようにと思って聞かせていただきました。

立村委員 私からは、まず高校再編について2点お伺いいたします。

9月議会が終わりまして、ハイスクール構想検討会議が2回、そして、総合教育会議が1回開催されたと承知しております。そのうち、10月28日に開催された総合教育会議において、実施方針に加える項目の1つとして、既存施設の活用等の観点から、複数キャンパス制の導入などにより、中規模校の機能分担を図ることを検討することとされたところであります。これは推測するに、先立って10月14日に開催されました第5回のハイスクール構想検討会議の協議を踏まえた上でのことだと思います。その会議では、キャンパスの機能分担としては、例えば職業科の実習に関する部分を既存の施設を活用することはあり得るといった御意見があったと伺っております。この意見を踏まえれば、中

規模校だけではなく、大規模校にも複数キャンパス制を導入してもいいと思うのですけれども、そのような考えはないのか。丸田県立高校改革推進課長にお伺いいたします。

丸田県立高校改革推進課長 複数キャンパス制につきましては、9月定例会の予算特別委員会におきまして、中規模校、特に実践ハイスクールにおきまして機能分担を図るなどの観点から、導入の御提案をいただいたものでございまして、教育長からは、地域特有の教育の実践や実習施設の活用など、有効な場合が考えられることから、今後検討する旨のお答えをしたところでございます。

このため、10月14日の第5回構想検討会議におきまして、複数キャンパス制についても検討をいただいたところでございまして、今ほど御紹介いただきました御意見のほか、今まで複数キャンパス制について議論をしてきていないので、まずは議論していく必要があるなどの御意見も頂いたところでございます。

こうした御意見を整理いたしまして、10月28日の総合教育会議で御議論いただきました結果、先ほど御紹介いただきましたが、既存施設の活用などの観点から、複数キャンパス制の導入などにより、中規模校の機能分担を図ることを検討することを構想の実施方針に盛り込む方向性となつたところでございます。

また、職業系専門学科の在り方について議論いただいた先日11月21日の第6回構想検討会議におきましては、工業科単独校について工業科教育の魅力化、特色化、また、地域の担い手育成確保の観点から、複数キャンパス制の導入を検討する方向性が示されたところでございます。

御質問いただきました大規模校での複数キャンパス制の導入につきましては、9月定例会の一般質問におきまして、知事から答弁がありましたとおり、大規模校の総合選択ハ

スクールの大きな魅力の一つは、多くの生徒と教員による多彩な授業展開で活力ある学校づくりを目指すことでございますことから、施設面でもその魅力をより發揮できる環境とする必要があると考えておりますし、複数キャンパス制ではなく、一つの敷地内で一体的に施設設備を整備するほうがより教育効果が高いものになると整理をしております。

立村委員 教育委員会の考えはよく分かりました。

先日の総合教育会議で示された実施方針に追加する項目が3つほどあるのですけれども、もう1つ、大規模校については、整備方法として新築のほか、既存施設の活用も含めて検討を進めることという項目が新たに加えられました。これは我々教育PTからも常々言っておった意見であって、非常に評価するものであります。今ほどの、9月議会の知事の答弁にもありました大規模校はそういった一つの敷地でということをお考えも確かに分かるのですけれども、既存施設の活用ということでは、やはり複数キャンパス制も検討の余地があると私は思っております。

大規模校につきましては、第2期から整備をスタートさせるということで、まだ時間がありますので、いろいろなことをまた検討していただければと思います。

大規模校については、まだ時間があるということを申し上げましたが、時間がないのが来年度前半を目途に、第1期設置方針の公表を目指すと言っておられることです。この話に移りたいと思います。

目指すことありますけれども、総合教育会議の場において、知事から、各期で具体化していくときに、この方々を検討に巻き込むことはできないかといった発言があったと聞いております。この方々というのは再編対象校の卒業生の方を指すものと理解しておりますが、再編対象校

の卒業生を議論に加えて幅広く意見を集約する考えはお持ちなのでしょうか。

多くの関係者の方々の意見を伺うことは大切ではあります、来年度前半となると、時間も大変限られておると思います。そこで、第1期設置方針の公表までの間に行うスケジュールをどのように考えておられるのか。併せて丸田課長にお伺いいたします。

丸田 県立高校改革推進課長 今後のスケジュールといたしましては、来年1月頃までに実施方針について一部修正などを加え、取りまとめたいと考えております。その後、第1期校につきまして、教育内容など具体的な検討を重ねました上で、令和8年度前半をめどに再構築する対象校などを示す第1期設置方針を公表いたしまして、令和11年度の設置を目指し、準備を進めることとしております。

これまで高校再編におきましては、再編対象校が決定した後に各地域で同窓会やPTAなどに対し、再編内容などにつきまして御説明をした上で、様々な御意見を頂いてまいりました。そうしていただきました御意見は新たな高校における教育内容や部活動、魅力向上の取組など、具体的な学校づくりに生かされてきたところでございます。

対象校を今後検討、決定していく中で、特定の学校の卒業生などに議論に加わっていただくということは、議論の中立性が担保できないおそれがあること、また、県民の皆様に不確かな情報が伝わるなどのおそれがあると考えております、今般の再編におきましても、これまでと同様に第1期設置方針の公表後、同窓会やPTAの皆様にその考え方などを丁寧に御説明し、御意見をお聞きしていくことになるものと考えております。

立村 委員 今後のスケジュールについて、よく分かりました。

何も申しません。私もそういったお考えのスケジュールで

進めていかれればいいのではないかと思っております。

続けて、警察本部にお伺いいたします。

外免切替の話であります。10月から外免切替に当たっての審査が厳格化されたところであります。これは、これまで日本での外免切替が他国に比べて容易だったことが問題となって、例えば、原則として住民票を徴収すること、あるいは問題数を増やすなどといったことが行われたところであります。ただ、気にかかるのが、新制度の実施が発表されてから施行まで極めて短期間であります。

そこでお伺いしますが、手続は10月から円滑に行われているのか。新制度移行後の審査の通過率の状況と併せて、井上交通部長にお伺いいたします。

井上交通部長 外国免許の所有者が運転免許試験の一部免除により、日本の免許を取得する制度につきましては、住所確認等の厳格化を内容とする道路交通法施行規則の改正が本年9月に公布され、10月1日から施行されております。

具体的には、免許申請時に原則住民票の写しの提出が義務づけられ、また、知識確認につきましては、これまで10問のイラスト問題を出題し、70%以上の正解で通過できた審査基準を改め、文書形式の問題を50問出題し、審査基準を新規免許取得時と同様の90%以上としたほか、技能確認につきましても、横断歩道や踏切の通過などの審査項目を追加するなど、厳格化が行われました。

今回の規則改正は、早期の運用開始に向けた社会的要請が強く、短期間での施行となりましたが、知識確認の問題や技能確認のコースの見直しなどを迅速に進め、10月から運用を開始したところであります。

厳格化に伴いまして、昨年10月と本年10月の通過率を比較しますと、知識確認の通過率は100%から49.5%に、技能確認につきましては、40.3%から7.4%に大幅に低下し

ているほか、同月中の免許取得者数も12名と、昨年10月中の76名から大幅に減少しております。

これら通過率の低下に伴いまして、審査希望者の滞留による審査待ち期間が延長傾向にあります。今後の推移を慎重に見極めながら、適切な審査機会を確保すべく努めているところであります。

県警察といたしましては、引き続き厳格、適正な審査を行ってまいります。

立村委員 やはりこれだけ厳格化されたことによって、通過率も非常に下がっております。それによって、なかなか受からないから希望者が滞留しているという御意見もありました。この制度改正は極めて短期間でありましたから、申請者の方にとってはちょっと不満があるかもしれません。今後そういう混乱が起きるということは想定されることでありますので、今ほど部長がおっしゃったように、今後しっかりとこの新制度に合わせた移行が円滑に進んでいくように、引き続き御努力いただければと思います。

瀬川委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

2 陳情の審査

瀬川委員長 次に、陳情の審査に入ります。

陳情は2件付託されておりますので、当局から説明願います。

古川生活安全部長 私からは、陳情第41号の陳情項目1及び2について、併せて御説明させていただきます。

県警察では、クマの出没や災害など、自治体や関係機関と連携した対応が求められる事案に対しまして、連絡体制を構築しているほか、必要に応じた対応、訓練等を実施し、情報共有方法や対応要領等を確認するなど、連携強化を図っております。

また、警察や自治体から発信する情報につきましては、それぞれの機関で実情に応じて提供しているものと承知しておりますが、必要な情報は都度共有を行うなど、適切に連携を図っております。

県警察といったしましては、引き続き自治体や関係機関と連携しながら、県民の安全・安心に資する情報の適切な提供に努めてまいります。

安川教職員課長 私からは、陳情第42号について御説明いたします。

県教育委員会では、県民に信頼され、公正かつ透明な県政を確立するとともに、職員の綱紀の保持及び不祥事の防止を図るため、懲戒処分を行った場合は、これを公表することとしております。懲戒処分の公表に当たっては、職員の懲戒処分等に関する公表基準に基づき、児童・生徒や関係者の個人情報保護の観点から、学校名等が容易に特定されることがないよう配慮しながら対応しているところでございます。

県教育委員会といったしましては、今後とも市町村立学校の服務監督権を有する市町村教育委員会とともに、教職員の綱紀の肅正や服務規律の確保に努め、再発防止に向けて万全を期するとともに、県民の信頼の回復に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

瀬川委員長 ただいま当局から説明を受けましたが、これについて御意見等はありませんか。——ないようですので、これで陳情の審査を終わります。

3 その他

瀬川委員長 以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようありますので、これをもって委員会を閉会いたします。